

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが以下の内容について原則全て反映させていただきます。

太陽熱利用システム、地中熱利用システム及び太陽光発電システム(以下「助成対象設備」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「熱と電気の有効利用促進事業」の助成金を受けています。助成対象設備を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象設備の管理を行い、④、⑤、⑦に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 公社の指定する者が助成対象設備の稼働状況の現地調査等を行う場合は、譲受者(以下「買主」という。)は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象設備を設置した場合(助成対象設備が各住戸に設置される場合を除く。)、買主は、継続的に効率的な熱及び電気の利用に努めること。
- ③ 買主は、助成対象設備について、助成対象設備の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。太陽熱利用システム:15年、地中熱利用システム:15年、太陽光発電システム17年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象設備に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書(第8号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象設備の譲渡等により当該対象設備の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から速やかに、助成事業者は、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第12号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象設備の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象設備の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第18号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、助成対象設備の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑨ 買主は、前文の承認を受けて助成対象設備の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回る場合は、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。